

第4回 プラットフォームにおける データ取扱いルールの実装に関する検討会

事務局説明資料

2021年10月21日

デジタル庁

内閣府 知的財産戦略推進事務局

背景：包括的データ戦略の概略

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

第一次取りまとめ	
戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱
組織 { 行政 民間	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し
ルール { データ ガバナンス 連携 ルール	トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理
連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)
データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント
利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方
インフラ	人材／国際連携／インフラ

包括的データ戦略 検討項目

- ・データ活用原則
(①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)
 - ・行政におけるデータ行動原則の構築
①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用
 - ・プラットフォームとしての行政が持つべき機能
 - ・デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映
 - ・トラスト基盤の構築（認定スキームの創設）
【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】
 - ・トラスト基盤構築に向けた論点整理
(トラスト基盤の創設【各プレイヤーの役割の明確化】、認定基準、国際的な相互承認 等)
 - ・データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発
 - ・データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール
(意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ログイン防止 等)
【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】
 - ・重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のプラットフォーム構築
【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】
 - ・データ取引市場のコンセプトの提示
 - ・ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等）
 - ・ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討
【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】
 - ・データマネジメントの強化／オープンデータの推進
- | | |
|----------|---|
| デジタルインフラ | ・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備 |
| 人材・組織 | ・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置 |
| セキュリティ | ・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築 |
| 国際展開 | ・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進
(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)
・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】 |

人材・セキュリティ

背景：データ連携基盤(プラットフォーム:PF)の整備

- **分野別/分野横断**のデータ連携基盤を整備
- **分野別**のデータ連携基盤
 1. 重点的に取り組むべき分野（**健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ**）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して**2025年までに実装をめざす**
 2. 上記以外の準公共分野（**モビリティ、港湾**）、相互連携分野（**電子インボイス、契約・決裁**）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力し**プラットフォームの在り方を検討**

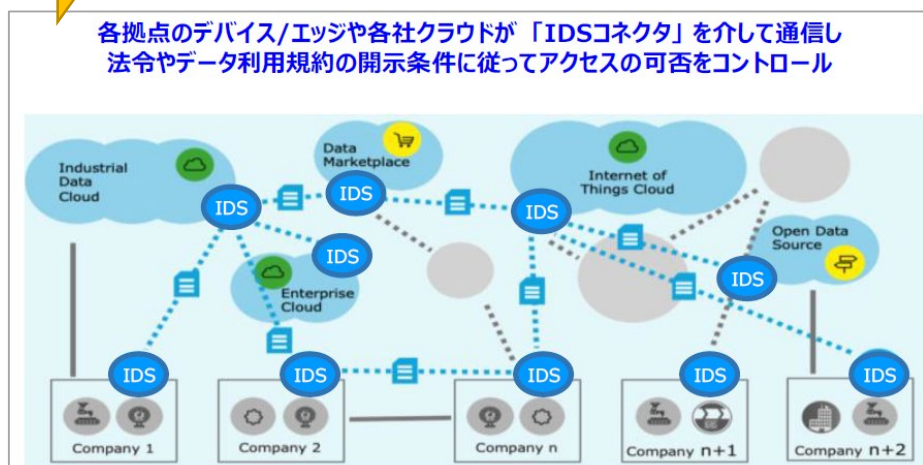
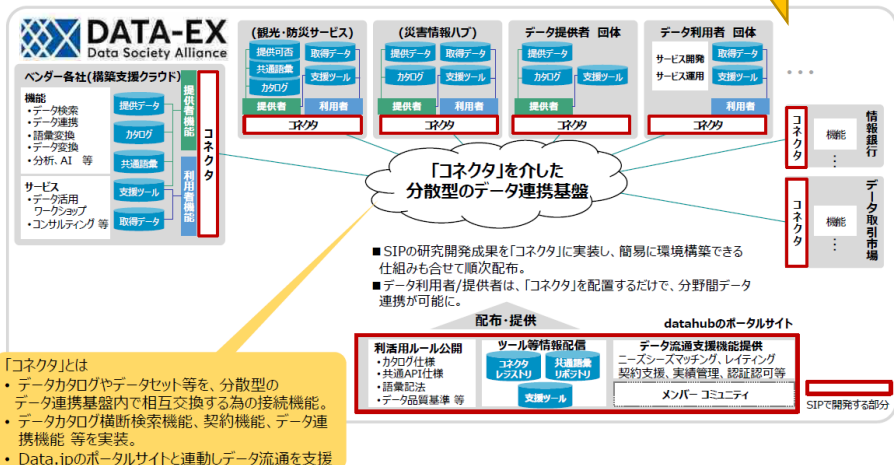
➤ **分野横断**のデータ連携基盤
 DSA（データ社会推進協議会）が運営するDATA-EXにおいて、分野間データ連携基盤（コネクタ）の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討

➤ データ・トラスト基盤、データ交換モデル標準化、データ品質管理フレームワーク、データ取扱ルールを併せて整備

日本：DATA-EX

相互運用

欧州：GAIA-X/IDSA (International Data Space Association)



出典：データ戦略タスクフォース（第6回）資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/data_strategy_tf/dai6/siryou4.pdf

出典：
https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2020/20201126_SWG8_report/RRI_WG1_SWG8_report.pdf

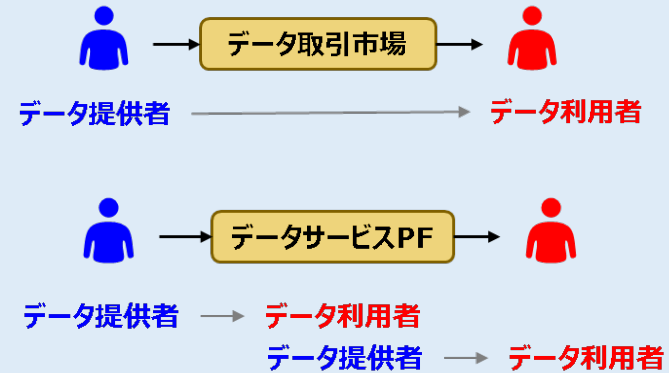
背景：データ取扱いルールを整備

- データ連携基盤上でデータ流通が進むよう、データ流通の阻害要因となるデータ取引における不安・懸念を払拭するための、データ提供者・利用者・取引市場が守るべきデータ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルールを策定。（※）
- 各データ流通基盤へのルール実装を推進すべく、ルール実装担当者が参照可能なガイダンスを策定する予定。

データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響

2種類のデータ流通基盤



データ流通の促進と阻害要因の 払拭のためのルール	対応可能な 阻害要因	ルールの対象者		
		提供者	利用者	取引市場
a 提供データについて関係者の利害・関心の表明	4,6			
b 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入	1,2,3,5,6			
c データに関するガバナンスの構築	1~8			
d 公正なデータ取引の担保	7			
e ロックイン防止のための仕組みの導入	8		(データサービスPF)	

（※）「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で策定することとされた情報システム整備方針、標準に係る整備方針、支援プログラムに反映させる予定。

□ルール実装の主体

1. プラットフォームの運営者（事業責任者、設計・構築・運営担当者）
2. 関係省庁のプラットフォーム担当者
（p.2に記載のプラットフォームは官が支援して構築・運営する）

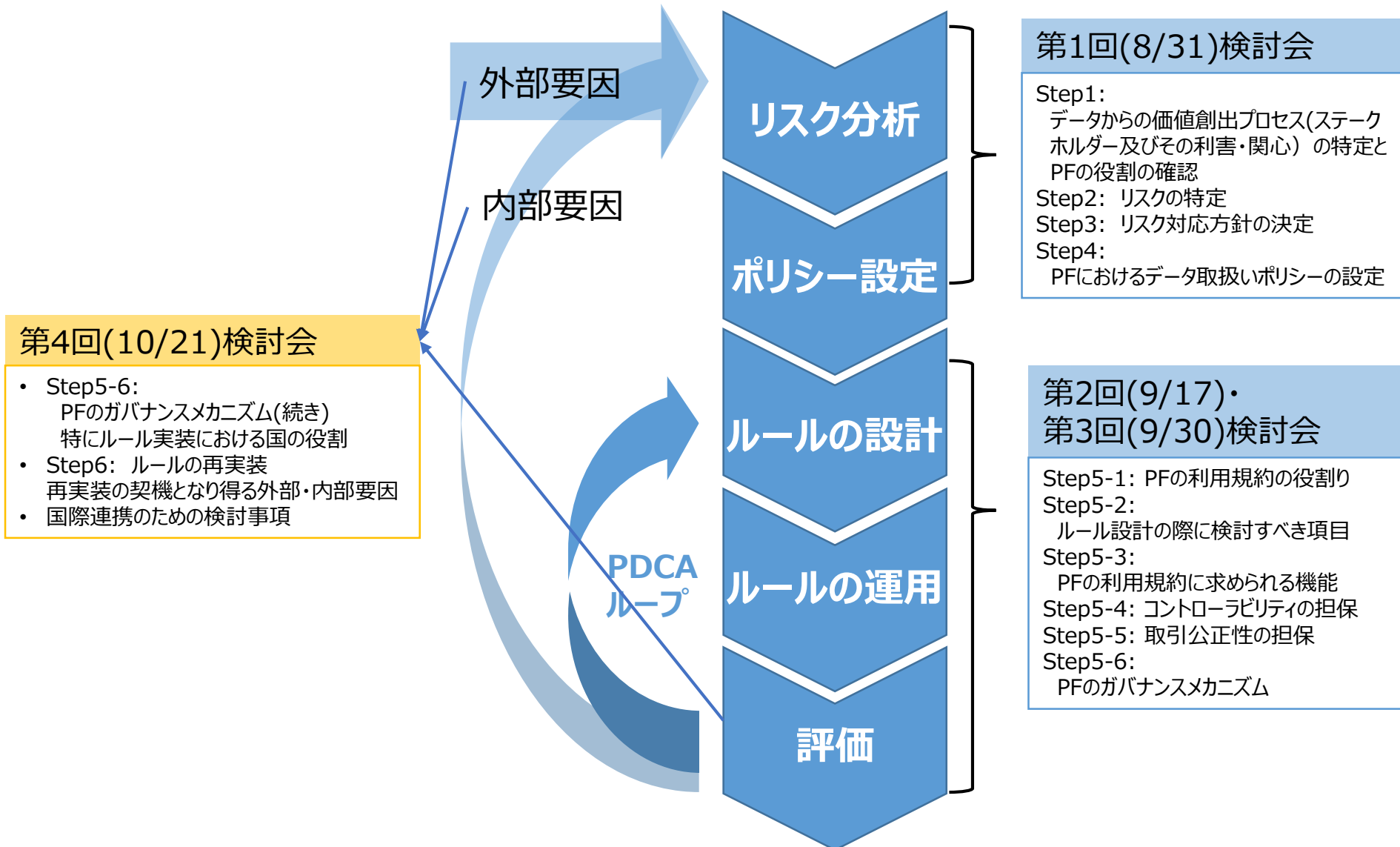
□ガイダンスの狙い

1. データ流通の阻害要因を特定し、これを払拭するためのデータ取扱いルールを実装（＝設計・運用）できるようになる
2. 技術の発展や社会の受容性の変化に応じて、適切なタイミングでルールを再実装（＝設計変更・運用）できるようになる

□想定読者

1. プラットフォーム運営者
2. 関係省庁のプラットフォーム担当者
3. プラットフォームの参加者

これまでの検討と本日の議論スコープ

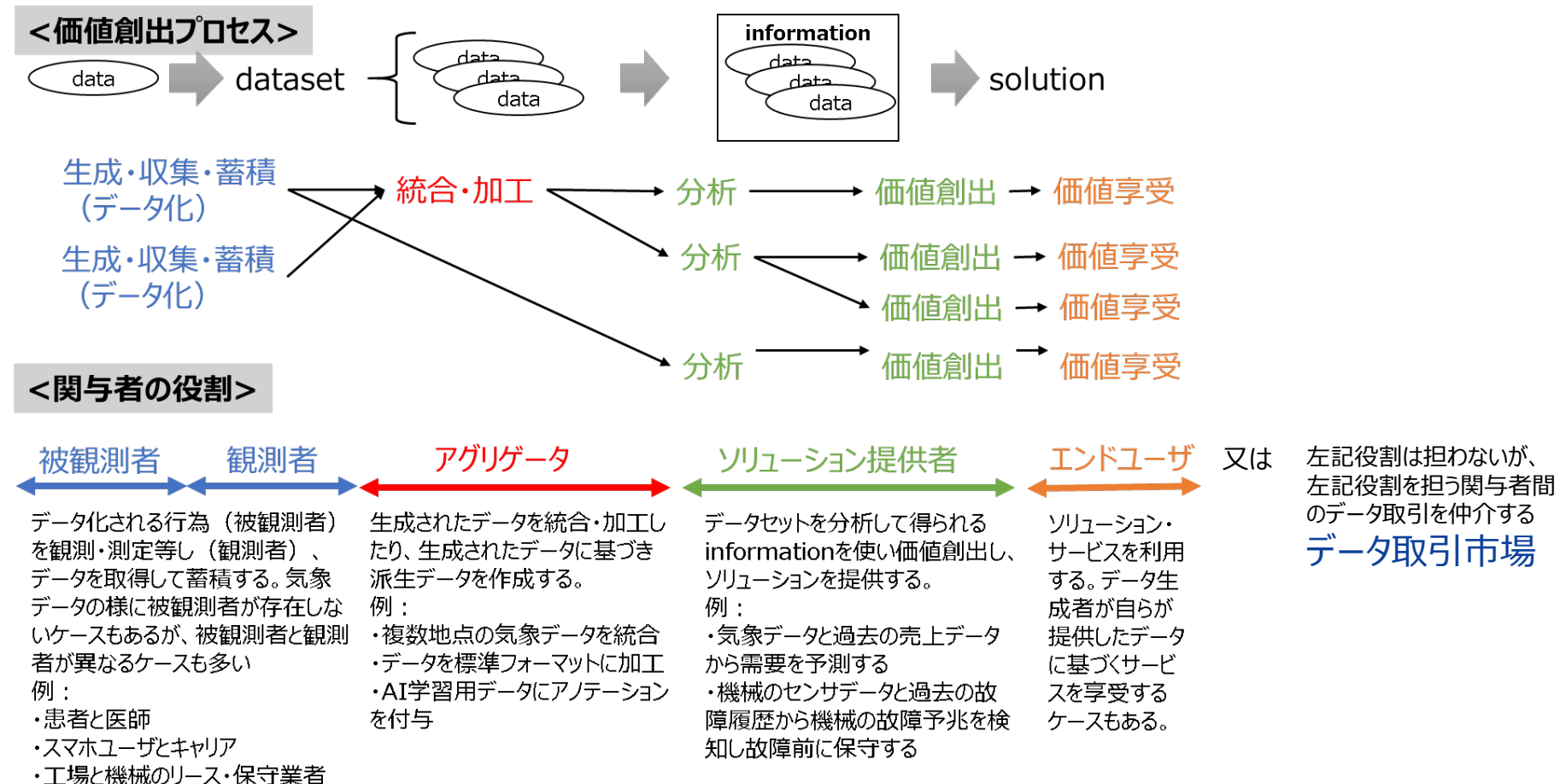


以降、第3回検討会後のupdateは赤字にて表示 (但し、新規に追加したスライドについては、スライドタイトルのみを赤字で表示)

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1

Step1 : データからの価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

- ・ 求められている価値（データ利活用により創出することが期待されている価値）、
 - ・ 必要となるデータ、
 - ・ 関与者を特定して、
- データからの価値創出プロセスと関与者を描き、当該プロセスにおけるPFの役割を確認する。

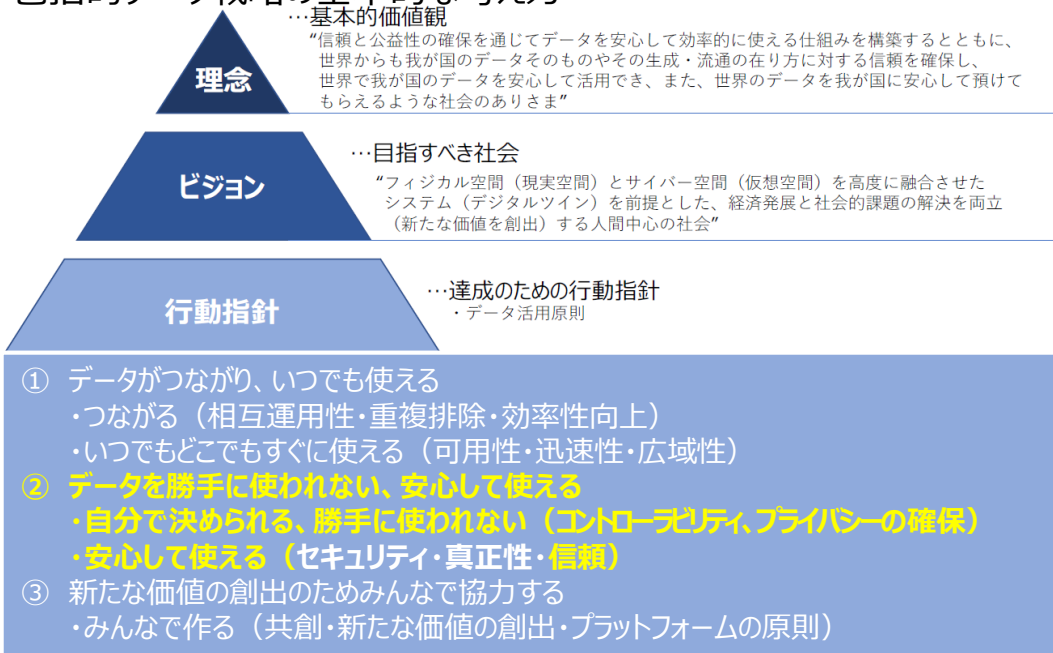


リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2

Step2 : リスクの特定

関係者のデータに対する利害・関心を把握し、下記、「リスクを特定する際の着眼点」にてらして、誰のどのような利害・関心がデータ流通の阻害要因となるかを検討することで、価値創出プロセス上のリスクを特定する。

包括的データ戦略の基本的な考え方



データ流通の阻害要因（再掲）

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

包括的データ戦略の「行動指針」の②に対応

リスクを特定する際の着眼点

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 取引相手のガバナンス状況

「データ流通の阻害要因」をカバー

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3

Step3 : リスクへの対応方針の決定

- ・影響 : 当該リスクがどの程度ステークホルダーの信頼を毀損しデータ流通を阻害するか
- ・頻度 : 当該リスクがどの程度の頻度で発生し得るか

を踏まえてリスクへの対応方針を決定する。その際、対応によって生じるデータ流通の制約下において、求められている価値が創出可能か否かについても考慮をする。

<リスク対応の種類>

	影響小	影響大
頻度高	<p>軽減 : リスクを受容可能なレベルに減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 意図しないデータ利用を防止するため、データ利用条件に疑義が生じないよう、選択可能なデータの利用条件を明示する。 ・例 : プライバシー尊重のため、個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF参加者に課す。 	<p>回避 : リスクの原因を取り除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有する ・例 : 個人の権利・利益の保護のため、PF上で個人情報を取り扱わない
頻度低	<p>受容 : 対策を行わずに受け入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : サービス拡大に際し、個人情報についての既存の同意取得範囲を確認した結果、新サービスについても適切な同意取得がなされていると判断した場合、プライバシーポリシーの改定や同意の再取得を行わない。 	<p>転嫁 : リスクの結果と責任を第三者へ移す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : PF参加者に情報漏洩について保険加入を課す

リスク対応方針とルールの関係	
ルール設計	イメージ (仮想事例)
リスク対応方針	PF参加企業の経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有
→ ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業の経営上の秘密を最大限に尊重 ・十分な情報漏洩防止措置を参加要件化 ・参加者にとって透明な審査プロセスの実施
→ 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の義務化と違反時のペナルティ規定 ・新規参加の審査・決定プロセスの規定 ・退会時の義務の規定
→ プロセス・IT	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加の要件審査をし、参加可否を全既存参加企業にはかる会議体の運用 ・情報漏洩防止措置に必要なソフトウェアの配布
→ 人材・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・上記会議体の事務局組織の構築
→ 評価方法・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の実施状況 (最新ソフトウェアのインストール状況、教育の実施状況等) の調査と結果の公開

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step4

Step4 : ポリシー設定

リスク対応方針の実行を価値創出プロセスの関与者をはじめとするステークホルダーに対して約束するため、PFにおけるデータ取扱いポリシーを定め、関与者に説明する

PFにおけるデータ取扱いポリシーの役割

1. PFに実装されるデータ取扱いルールをステークホルダーに理解頂くことで、ルールに対する信頼を醸成する
2. PF運営者及びPF参加者に対して、データ取扱いルールの遵守を促す
3. ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションと協議の機会を提供し、PDCAサイクルの実行とルール再設計の必要性把握を可能とする

<留意点>

1. リスク対応方針そのものと共に、リスクへの対処方針を決定した際の価値基準・価値観（例：プライバシーの尊重、PF参加者の経営上の秘密の保護）が、ステークホルダーに容易に理解できるような内容とする。
2. ステークホルダーへの説明の方法、PF参加時の参加者への提示の仕方、ポリシーの更新時のプロセスと説明・提示の仕方についても検討が必要
3. PF運営者だけでなくPF参加者やその他のステークホルダーにとっても必要性が理解され、共感される内容とする。特にプライバシーの尊重に関するポリシーは、価値創出プロセスに現に関与している個人（被観測者）だけでなく今後関与する可能性のある個人（被観測者になり得る者）に向けても、分かりやすく説明を行うことが重要。
4. データ取扱いルールの実効性を担保するためどのようなPDCAサイクルを回す方針なのか、必要が生じた際適切なタイミングでルールを再設計できるようの方針を掲げるのかも表現することが望ましい。

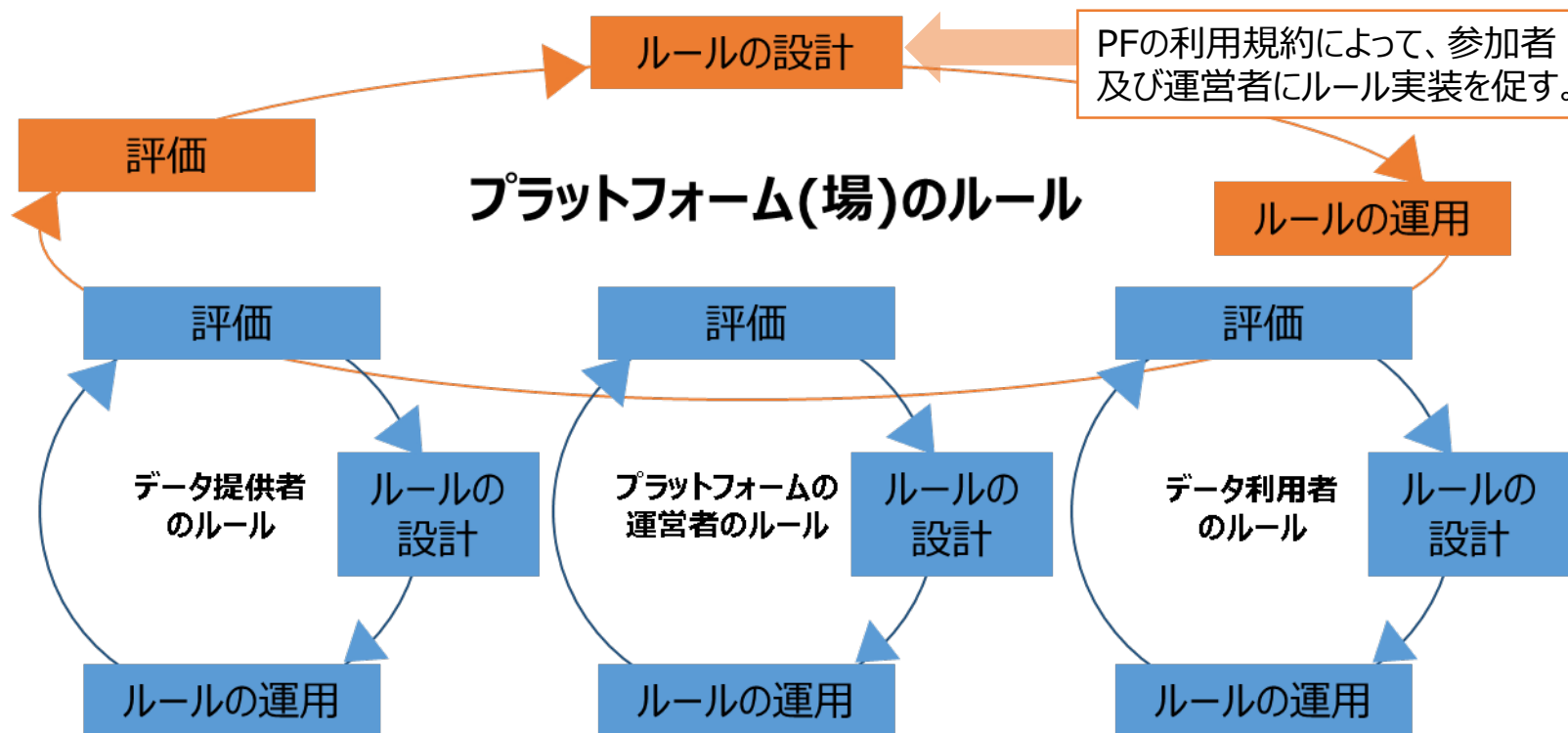
ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-1

Step5-1 : PFの利用規約の役割

PFにおけるデータ取扱いポリシーを履行するには、

- PFへの参加者(データ提供者、利用者)および
- PFの運営者(データサービスPFの運営者、データ取引市場の運営者)(※1)

が各々、ポリシー履行に必要なルールを実装する必要がある。このため、ルール実装を促すよう、PFの利用規約を設計する必要がある。



※1: データサービスPFの運営者はデータ提供者・利用者の役割も果たすことから、プラットフォームの運営者のルールに加えてデータ提供者・利用者のルールも自身の組織内に構築することになる。データ取引市場の運営者はデータ提供者・利用者の役割は果たさないことから、プラットフォーム運営者のルールのみを自身の組織内に構築する。

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-2

Step5-2 : ルール設計の際に検討すべき項目

PFの参加者・運営者は、以下の「ルール設計の際に検討すべき項目」を組み合わせることで各自のルールを実装する。そこで、PFの利用規約には、これらの項目についてどのようなルール設計が必要かを盛り込む。なお、PFの利用規約やPFの参加者・運営者各々のルールは、全体で①具体的で、②ステークホルダーに対して分かりやすく、③変化にフレキシブルなルールとなるよう留意する。

ルール設計の際に検討すべき項目		特徴	要求レベル		
			①	②	③
ポリシー (Step4で設定)	データを取扱うに際しての価値観・方針を分かりやすく説明するもの (例：プライバシー憲章)	ステークホルダーに理解しやすい内容とするためには、コンセプトの明確さが重要であるため、具体性を持たせることは難しい場合がある	低	高	中
契約	ポリシー遵守のため、取引の相手方と約束すべき事項 (例：利用目的・期間、第三者提供範囲)	法律文書である契約は、専門家以外には解釈が難しいことが多いため、別途重要事項説明書を作成したり、同意取得のプロセスを工夫することでステークホルダーにも明確に理解できるよう工夫が必要(※1)。頻繁に更新することは難しいため、ルールのフレキシビリティを担保するためには具体的な規定が難しい場合がある	中	中～低 ※1	中
プロセス・IT	ポリシーおよび契約の遵守のため、自身が実行すべき処理やこれに必要なIT (例：同意取得・コネクタ)	アクションアイテムのレベルの具体性が必要	高	中	高
人材・組織	プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成、組織の構築・運営		高	中	高

Step5-3 : PFの利用規約に求められる機能

PFの利用規約には、①PFにおけるデータ取扱いポリシーの履行に必要な機能、②ガバナンスに必要な機能、が求められる。

リスクを特定する際の着眼点 (Step2)

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 取引相手のガバナンス状況

**PFにおける
データ取扱いポリシー**

PFの利用規約に求められる機能

**①PFにおける
データ取扱いポ
リシー履行に必
要な機能**

データに対するコント
ローラビリティ担保

取引公正性の担保

**②ガバナンスに
必要な機能**

- 参加資格審査
- ルール運用状況のモニタリング
- ペナルティ・インセンティブの決定と執行

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-4 コントローラビリティ

プライバシーの尊重、知的財産及び経営上の機微情報の尊重には、個人やデータ提供者が同意した範囲の者のみにデータが受け取られ、同意した範囲の利用目的でのみデータが利用される状況(コントローラビリティ)を担保する必要がある。このためのメカニズムを、PFの利用規約を使って構築する必要がある。

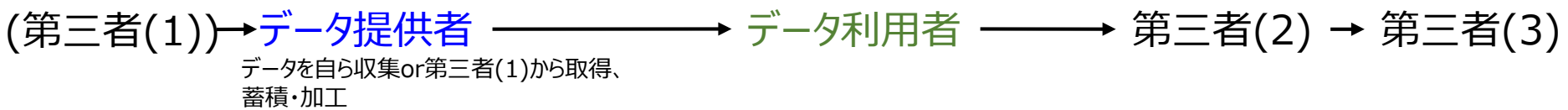
リスクの影響度	リスクの発生頻度	リスクの対応方針	必要とされるコントローラビリティ担保のレベル
大	高	回避/低減	非常に高 ：データ提供そのものを再考したり（データを加工してから提供する等）、第三者提供を原則禁止とすることでリスクを回避する選択肢も考慮要。リスクを低減する場合は、厳格なコントローラビリティ担保が必要。
大	低	転嫁	高 ：リスクを完全に転嫁することはできないため、残るリスクはコントローラビリティ担保策を講じて低減することが必要。
小	高	低減	
小	低	受容	低 ：コントローラビリティ担保策を講じるだけでなく、リスクを受容する選択肢も取り得る。

<留意点>

- 必要とされるコントローラビリティ担保のレベルは、リスクの影響度とリスク発生頻度に応じて異なる。Step3において、プライバシー尊重、知的財産及び経営上の機微情報の尊重に関するリスクへの対応方針を検討しているので、その結果に応じて、必要となるレベルを決める必要がある。
- リスクの影響度と発生頻度は、取引されるデータのタイプ（どのようなパーソナルデータが取り扱われるのか、どのような許諾要件が課された知財に関するデータが取り扱われるのか、どの程度の経営上の機微情報が取り扱われるのか）によって異なる。
- 必要以上に高いレベルのコントローラビリティ担保メカニズムを設計すると、運用コストが高く、かえってデータ流通の阻害要因となるため注意が必要。

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-4 コントローラビリティ

コントローラビリティの担保のメカニズムを設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者の関心事 (ノンパーソナルデータの場合)



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A) データ提供者は適法な手段でデータを手し、第三者(1)とデータ提供者との間の契約で課された処理等を施し、**第三者(1)から許諾された利用目的、第三者提供先を踏まえた利用条件を提示して、データ利用者にデータ提供しているか。** 第三者(1)との関係で利用条件の変更が必要になった際は速やかにデータ提供者へ通知しているか。
- B) データ提供者はデータ利用者とのデータ取引契約を交わした者か。

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とのデータ取引契約を交わした者か。
- C) データ利用者は、データ提供者から許諾された利用目的の範囲で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先 (第三者(2))はデータ提供者から許諾された範囲の相手か
- E) 第三者(2)は、データ提供者とのデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) データ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか

取引されるデータのタイプによる、必要とされるコントローラビリティ担保のレベルの違い

- <取引されるデータのタイプ>
- ① 開示可能なデータ：有償・無償に関わらず、不特定の相手へ提供可能。目的外利用も可能。
 - ② 条件付きで提供可能なデータ：データ提供者が同意した相手に同意した利用目的の範囲でのみデータを第三者提供可能
 - ③ 原則秘匿のデータ：自らもしくは第三者(1)の営業秘密や技術ノウハウ等、データ提供者が秘匿管理すべきデータ。提供せざるを得ない相手にのみ必要最低限の利用目的に限り原則直接提供

データ取引当事者の関心事	A	B	C	D	E	F
①開示可能なデータ	高	高	低	低	低	低
②条件付きで提供可能なデータ	高	高	高	高	高	高
③原則秘匿のデータ	高、但し第三者(1)の営業秘密等が含まれる場合は非常に高 (データ利用者への提供に第三者(1)の明示の許諾要)			非常に高 (原則第三者提供不可)		

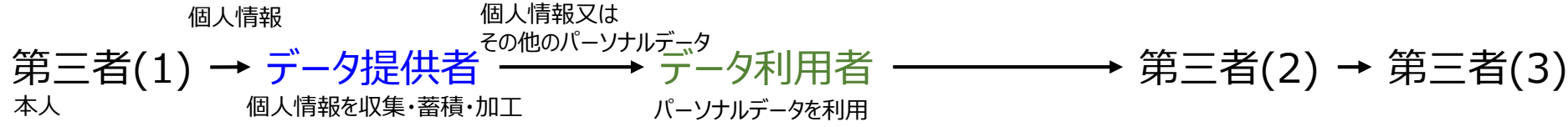
個人情報保護法における個人(本人)のデータに対するコントローラビリティの概略

	データの種別	個人情報保護法の規定	
パーソナルデータ ※ 1	個人情報以外 下記以外 ・死亡している個人に関する情報 ・もともと個人を識別できない情報	個人情報保護法には関連規定なし 但し、提供元では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなること想定される情報の第三者提供は、本人同意が得られていることの確認要	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p style="color: red; font-weight: bold; text-align: center;">個人情報保護法の範囲</p> <p style="color: blue; font-weight: bold; text-align: center;">プライバシーマーク制度の対象</p> <p>個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を定め、体制を整備し、適切な取り扱いを行っている業者に申請により付与。 取得を取引要件とする事業者有。</p> </div>
	匿名加工情報 本人特定できないように個人情報を加工したもの	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的に制限なし 第三者提供可 (ただし、提供項目と提供方法の公表は要) 	
	仮名加工情報 他の情報と照合しない限り本人特定できないよう個人情報を加工したもの (このうち、削除した情報等も保有している等、他の情報と照合可能な状態にあるものは、個人情報に位置付けられる)	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的に制限なし 第三者提供不可 (委託、共同利用は可) 目的外利用可 (ただし、利用目的を特定して公表要) 第三者提供不可 (委託、共同利用は可) 	
	(上記・下記以外の) 個人情報/個人データ	<ul style="list-style-type: none"> 取得には利用目的の本人通知・公表要 目的外利用不可 (本人同意があれば可) 第三者提供不可 (本人同意があれば可) 所定の要件を満たす場合、オプトアウトによる第三者提供が可能 	
	要配慮個人情報 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように配慮を要する情報 ex. 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、障害等	<ul style="list-style-type: none"> 取得に本人同意要 目的外利用不可 (本人同意があれば可) 第三者提供不可(本人同意があれば可) オプトアウトによる第三者提供は禁止 	

※1: パーソナルデータ: 特定の個人が識別できるかどうかによらず、個人に関する情報

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

コントローラビリティの担保のメカニズムを設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者の関心事 (パーソナルデータの場合)



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A1) データ提供者は適法な方法で利用目的を本人に通知・公表したり本人の同意を得てデータを取得しているか
- A2) データ提供者は適法な方法で本人の同意を得る、提供項目と方法を公表する等してデータ利用者にデータを提供しているか。匿名加工情報の場合、匿名化は適切に行われているか
- A3) データ提供者は本人から許諾を得ている利用目的、第三者提供先を踏まえたデータ利用条件を提示しているか
- B) データ提供者はデータ利用者とデータ取引契約を交わした者か

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とデータ取引契約を交わした者か。データ提供者においては個人データには該当しないもののデータ利用者においては「個人データ」になることが想定される場合は更に、データ利用者が本人から利用について適正な同意を取得しているか
- C) データ利用者は、利用目的を本人に通知・公表し、本人及びデータ提供者から許諾された目的の範囲内で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先 (第三者(2))は本人及びデータ提供者から許諾された範囲内の相手か
- E) 第三者(2)は、利用目的を本人に通知・公表し、本人及びデータ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲内でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) 本人及びデータ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか

取引されるパーソナルデータの種別による、必要とされるコントローラビリティ担保のレベルの違い

データ取引当事者の関心事	A1	A2	A3	B	C	D	E	F
① 要配慮個人情報	非常に高(提供先を必要最小限に絞って本人から事前の同意を取得することが必要)					非常に高(第三者提供には、本人から事前の同意を取得することが必要。不可とする選択肢もある)		
② ①以外の個人情報/個人データ、および提供先で「個人データ」になることが想定されるデータ	高			高	高	非常に高(第三者提供には、本人からの同意が必要。情報信託機能に係る指針のように、不可としている例もある)		
③ 匿名加工情報	高			高	プライバシー保護に配慮すべき事由の有無や匿名加工データがどのタイプのデータ①(開示可能なデータ、②条件付きで提供可能なデータ、③原則秘匿のデータ)なのかによる			

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-4 コントローラビリティ

コントローラビリティ担保のための、取引当事者のデータ取引プロセス、IT活用

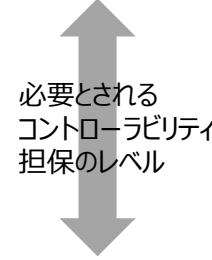
関心事	A	B	C	D	E、F
データ取引プロセス	データ提供者による表明保証とデータ利用者による表明内容の確認	データ転送前に契約当事者の真正性を確認 データ提供先で個人データとなることが想定されるデータについては更に、データ利用者が本人同意を得ているかも確認	包括的なデータ利用目的で契約を締結する際は、データ提供者にその旨明確に説明した上で合意を取得	包括的な第三者提供範囲で契約を締結する際は、データ提供者にその旨明確に説明した上で合意を取得	データ利用者が <ul style="list-style-type: none"> 第三者提供先のガバナンスを管理・監督 又は 第三者提供先から利用目的・提供先の報告を受ける
ITの活用		アクセス制御技術の活用	来歴記録・管理技術の活用		

データ取引への参加や第三者提供先について資格要件を定める

<資格要件の例>

- ISMS認証やPマーク等の公的認証取得
- データ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへの継続的な説明の実施
- 従業員等への教育実施
- データ漏洩等に関する保険への加入

非常に高



低

データ取引プロセス、ITの活用、資格要件の設定のいずれか、もしくは組み合わせを

- ①義務付ける
- ②推奨する
- ③当事者に任せる

<留意点>

- 必要とされるコントローラビリティ担保レベルに応じ、データ取引プロセス、ITの活用、資格要件の設定のいずれか、もしくは組み合わせを、①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、検討し、結果をPFの利用規約に定める。
- 推奨する場合は、コントローラビリティ担保策を採用した参加者を見える化することが、他の参加者への採用へのインセンティブとなる場合がある。

完全にコントローラビリティを担保することは不可能
→PFでのデータ取引参加資格を梃にしたガバナンスメカニズムが必要

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-5 取引の公正性

	公正性に関する問題	取引公正性の担保 のためのPFの利用規約の例
	データ利用目的（創出する価値）に関する問題 例： ・カルテル目的のデータ共有 ・PFが生成した参加者のPF上のアクティビティ情報を利用し参加者と競合するサービスをPF自身が有利な条件で展開	<ul style="list-style-type: none"> 参加者間、参加者とPF間の不公正な目的のためのデータ取引を禁止 PFが実施するサービスに制限を課す(例:参加者と競合するサービス提供の禁止) 参加者がPF運営者へ提供したデータや、PF運営者が参加者と紐づけて管理しているデータを、参加者自身へ開示（※1）
	データ取引条件に関する問題 例： ・下請けから不公正な条件でデータを取得 ・他のPFへのデータ提供を禁止	<ul style="list-style-type: none"> 参加者間、参加者とPF間の不公正なデータ取引条件でのデータ取引を禁止 不公正な参加条件を課すことを禁止 参加条件の透明性の担保措置を規定 (例：参加条件の公開や条件変更時の事前説明)
	規模の経済・ネットワーク効果による弊害	<ul style="list-style-type: none"> データポータビリティ・インターオペラビリティ（※1）の確保を規定

※1:参加者がPFに預けたデータだけでなく、参加者と紐付けてPFが管理しているデータも開示する場合には、不公正性の是正に必要な範囲が限度となるよう検討が必要。PFが付与したアノテーションデータ等にはPFの投資がなされており、一律にデータポータビリティ・インターオペラビリティの対象とすべきではない。

<留意点>

- ・ リスクの影響度と頻度に応じて、PFの利用規約に盛り込むかどうかを検討する
- ・ PFの発展に応じて、新たな問題が顕在化することが多く、状況に応じルールの再構築をしていくことが重要

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-6 ガバナンスメカニズム

①PFでのデータ取引参加資格を梃にしたガバナンスメカニズム →データ取引当事者が対象	
1. 取引参加の資格審査	<ul style="list-style-type: none"> PFの利用規約に則り、データ提供者・利用者として参加を許可すべき主体か審査・決定
2. ルール運用状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> PFの利用規約に則ったルール実装をしているか確認 推奨ルールの実装を促すべく、実装している主体を認定と見える化
3. ルール違反審査とペナルティ執行	<ul style="list-style-type: none"> 紛争発生やモニタリング結果に基づき、ルール違反を審査しペナルティを決定・執行
<p>注意→改善要請・違反公表→是正命令等を経て、最終的には参加資格をはく奪 中立なガバナンスボディによりプラットフォームの利用規約に基づきペナルティを執行</p>	


② ①のガバナンスメカニズムに求められる要件 →PF運営者に課される要件	
1. ガバニングボディの中立性担保 中立な立場で左記審査等を実施する体制（PFが当事者となる場合は中立な第三者ガバニングボディを設置することも含む）を整えているか	
2. 審査・執行の透明性担保 審査及び執行の基準・方法、モニタリング項目・方法がステークホルダーに十分説明れているか	
3. プロセスの適正性担保 <ul style="list-style-type: none"> 取引当事者の経営上の秘密を侵害したり、過度な負担を課すようなモニタリング・審査が行われていないか。 不利益処分を行うに際し、違反の程度や故意・過失の有無を十分に勘案すると共に、段階的な措置をとっているか 	
<ul style="list-style-type: none"> 上記要件の担保には中立な第三者ガバニングボディの設置が必須か？ 将来的には、国による何等かの関与も必要か？ 	

<留意点>

- モニタリングにはStep5-4で利用を検討した来歴管理ITサービスの活用も検討する。
- PFの参加者・運営者がアカウントビリティを果たすことも重要故、自ら自身のルール実装・運営状況をステークホルダーに説明しフィードバックを受ける場を設定するようPF利用規約で義務付けもしくは推奨することも有効。

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-6 ガバナンスメカニズム

紛争発生

フェーズ		モニタリング	事実確認	相談	交渉	ADR	民事訴訟
		ルールの順守状況と新たなリスクの監視	各当事者が情報収集・解決策検討	各当事者が相談窓口へ相談	当事者間の任意交渉	ADR機関での調停	裁判所における訴訟手続き
PFの役割	PFが非当事者	監査委員会等の運営	当事者への情報提供	苦情・紛争等の受付	<ul style="list-style-type: none"> 交渉の場の提供 利用規約に則った調停・ペナルティの執行 	—	—
	PFが当事者		上記を実施する第三者ガバニング・ボディの設置 →当該ガバニング・ボディが上記役割を担う			—	—
国の役割の例		 <ul style="list-style-type: none"> PFや第三者ガバニング・ボディが満たすべき要件（組織構成、調停・執行プロセスの適正性）のガイドライン化 ユースケースの収集・共有 様々なPFが利用可能な第三者ガバニング・ボディの設置・運営 PFの認定・認可制度の導入 				ADR制度	裁判制度

- PFの役割と、当該役割が適正に果たされない場合のステークホルダーからの申し立て受付・検討体制の構築もPFの利用規約に定める必要がある
- 国が果たすべき役割として、どのような選択肢が考えられるか？

ルールの再実装のガイダンス(案) : Step6

Step6 : 継続的な環境分析とルールの再実装

モニタリング結果やPFのルール実装に影響を与える外部要因を継続的に分析し、新たなリスクが顕在化していないかを確認、必要に応じてルールを再実装する

<新たなリスクが顕在化する要因の例>

1. 内部要因

- PFの参加者の増加・トランザクションの増加
⇒ネットワーク外部性の増強
- 全トランザクションにおける一部参加者のシェア増加
⇒特定参加者の優越的地位の向上
- 取扱いデータタイプの変化
- ルール運用コストに見合うリスク低減効果が得られない
⇒Step1で特定した「求められている価値」が創出できていない

2. 外部要因

- コントローラビリティ担保に利用可能な新技術の発展
- データ取扱いルールに影響を与える法律・標準の出現
- 国際的なデータ取扱いルールの動向変化

本日で議論頂きたいこと

1. ガバナンスメカニズムについて

- ガバナンスメカニズムの要件（①ガバニングボディの中立性、②審査・執行の基準・方法の透明性、③プロセスの適正性）の担保に中立な第三者ガバニングボディは必須か？
- ルールの実効性担保、PFの参加者・運営者による各組織のガバナンス構築推進のために、他にガイドすべきことはあるか？
- 国はどのような役割を果たす必要があるか？

2. ルールの再実装について

- 新たなリスクが顕在化し得る外部要因・内部要因として例示しておくべき要因は何か？
- 再実装を促すために他にガイドすべきことはあるか？

3. 国際的なデータ連携のために検討しておくべき事項は何か？